

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事項)

2026 年 1 月 1 日

燦ホールディングス株式会社

2026 年 1 月 1 日

各 位

大阪府大阪市中央区北浜二丁目 6 番 11 号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 播島 聡

株式交換に関する事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事項)

燦ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）とこころネット株式会社（以下「こころネット」といいます。）は、それぞれ、2025 年 10 月 23 日付の取締役会決議により、当社とこころネットを総称して、以下「両社」といいます。）は、それぞれ、2025 年 10 月 23 日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、こころネットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社はこころネットと株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 に記載のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に関する計算書類等の内容

別紙 3 に記載のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 剰余金の配当

こころネットは、2025 年 6 月 25 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 6 月 26 日を効力発生日として、こころネットの普通株式（以下「こころネット株式」といいます。）1 株につき 15 円、配当総額 52,277,325 円の剰余金の配当を行いました。

また、こころネットは、2025 年 11 月 11 日開催の取締役会における決議に基づき、2025 年 12 月 1 日を効力発生日として、こころネット株式 1 株につき 15 円、配当総額 52,295,325 円の剰余金の配当を行いました。

② こころネットの取締役及びこころネットの子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

こころネットは、2025 年 7 月 10 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、2025 年 7 月 31 日に払込手続きが完了いたしました。当該処分の概要は以下のとおりです。

(1) 払込期日	2025年7月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	こころネット株式 14,800株
(3) 処分価額	1株につき1,032円
(4) 処分価額の総額	15,273,600円
(5) 割当先	こころネットの取締役 4名 7,900株 こころネットの子会社の取締役 7名 6,900株

③ 本株式交換契約の締結

こころネットは、2025 年 10 月 23 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、こころネットを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

④ 自己株式の消却

こころネットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催されるこころネットの取締役会決議により、基準時においてこころネットが保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じてこころネットが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 剰余金の配当

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 6 月 26 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株につき 25 円、配当総額 518,094,500 円の剰余金の配当を行いました。

② 自己株式の処分

当社は、2025 年 7 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、2025 年 7 月 17 日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社株式 137,200株
(3) 処分価額	1株につき1,576円
(4) 処分価額の総額	216,227,200円
(5) 処分先	当社の取締役（注1） 4名 93,700株 当社の執行役員 6名 17,300株 当社子会社の取締役（注2） 5名 14,000株 当社子会社の執行役員（注3） 7名 12,200株 （注1）社外取締役を除きます。 （注2）当社の取締役又は執行役員として金銭報酬債権の支給を受ける者を除きます。 （注3）当社の取締役、執行役員又は当社子会社の取締役として金銭報酬債権の支給を受ける者を除きます。

③ 自己株式の処分

当社は、2025 年 9 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、2025 年 10 月 10 日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025年10月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社株式 7,200株
(3) 処分価額	1 株につき1,517円
(4) 処分価額の総額	10,922,400円
(5) 処分先	当社子会社の取締役 3 名 7,200株

④ 本株式交換契約の締結

当社は、2025 年 10 月 23 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、こころネットを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、当該事項はありません。

以 上

別紙1 本株式交換の内容

(添付のとおり)

株式交換契約書

燦ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びこころネット株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：燦ホールディングス株式会社

住所：大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：こころネット株式会社

住所：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.90を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の株式0.90株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が別途定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2026年2月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会における承認）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
- 2 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自己の業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約に別途定める行為を除き、甲及び乙それぞれの連結の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙の間で協議し、書面による合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当）

- 1 甲は、2025年12月31日を基準日として、1株当たり28.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、2025年9月30日を基準日として、1株当たり15円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日までの間、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（無償取得及び適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時におい

て乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第 10 条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙の間で協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第 6 条第 1 項但書の規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第 12 条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈される。
- 2 本契約に起因又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、相互に誠実に協議の上、解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約の正本 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 23 日

甲： 大阪府大阪市中央区北浜二丁目 6 番 11 号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 播島 聡



本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約の正本 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 23 日

乙： 福島県福島市鎌田字舟戸前 15 番地 1

こころネット株式会社

代表取締役社長 菅野 孝太郎



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	こころネット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.90
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,136,639株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

こころネット株式1株に対して、当社株式0.90株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の株式数

上記の当社株式数は、2025年6月30日時点におけるこころネット株式の発行済株式総数（3,843,100株）及び自己株式数（357,945株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がこころネットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるこころネットの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対して、その保有するこころネット株式の合計数に本株式交換比率を乗じた当社株式を割当交付する予定です。交付する株式については、当社が保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

なお、こころネットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、こころネットの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるこころネットの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項並びに当社の定款の規定及び株式取扱規程に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるこころネットの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、こころネットは株式会社エスネットワークス（以下「エスネットワークス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言、当社がこころネットに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、こころネットにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、こころネットの第三者算定機関であるエスネットワークスから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、こころネットが燦ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、こころネットの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について複数回慎重に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である大和証券及びこころネットの第三者算定機関であるエスネットワークスはいずれも、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、本株式交換に係る大和証券及びエスネットワークスの報酬には、本株式交換の成否に関わらず支払われる固定報酬の他、本株式交換に関する株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社と大和証券、こころネットとエスネットワークスのそれぞれの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社及びこころネットに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換に関する株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

② 算定の概要

大和証券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年10月22日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。DCF法においては、当社より提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、DCF法の前提となる財務予測は、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的に

は、2026年8月期に決算期変更により17ヶ月の変則決算となることで、2026年8月期は大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フロー（以下「FCF」といいます。）に関する大幅な減少を見込んでおり、また、2027年8月期はFCFに関する大幅な増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、反映しておりません。

また、こころネットについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年10月22日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。DCF法においては、こころネットより提供された財務予測を基に、当社で妥当と思われる将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、DCF法的前提となる財務予測は、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期は前期比で設備投資額が減少することにより、FCFの大幅な増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、反映しておりません。

当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合のこころネットの評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.68～0.72
DCF法	0.56～0.95

大和証券は、上記の株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社すべての資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2025年10月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

他方、エスネットワークスは、当社及びこころネットの両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.68～0.72
DCF法	0.72～1.26

市場株価法においては、両社ともに2025年10月22日を算定基準日として、当社について、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。こころネットについて、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が第三者算定機関に算定目的で使用することを了承した、当社及びこころネットの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公表された情報等の諸要素を前提としております。

なお、エスネットワークスがDCF法の評価の基礎とした、当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、2026年8月期が17か月の変則決算になっていることを要因とするものです。一方、こころネットの財務予測には、大幅なFCFの増減を見込んでいる事業年度が

含まれております。具体的には、2026年3月期は、葬儀会館の新規出店計画により、設備投資額が増加することで、FCFが大幅に減少することを見込んでおり、2027年3月期は、設備投資が前年度を下回る水準で計画されている一方で、売上・利益水準が増加することから、FCFが大幅に増加することを見込んでおります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

エスネットワークスは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、エスネットワークスがDCF法による算定の前提とした両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、エスネットワークスにおいて、会社のそれぞれに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

エスネットワークスの算定は 2025 年 10 月 22 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものといたします。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026年2月1日を予定）をもって、こころネットは当社の完全子会社となり、こころネット株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年1月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、こころネット株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなりますが、本株式交換によりこころネットの株主の皆様へ割り当てられる燦ホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生日後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、本株式交換により100株未満の当社株式の割当てを受けるこころネットの株主の皆様においては、本株式交換により燦ホールディングスの単元未満株主となります。単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、こころネットの株主の皆様は、最終売買日である2026年1月28日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するこころネット株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４）公正性を担保するための措置

本株式交換による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）により、上場会社であるこころネットが当社の株式交換完全子会社となることから、両社は本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2025年10月22日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、こころネットは、両社から独立した第三者算定機関であるエスネットワークスを選定し、2025年10月22日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社はいずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして当社はシティニューワ法律事務所を、こころネットはTMI 総合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、シティニューワ法律事務所及びTMI 総合法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社とこころネットは、本株式交換を行うことを決議した2025年10月23日現在において、相互に株式を保有しておらず、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、また、その他に特段の資本関係、人的関係及び取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないと考えられることから、上記「(4) 公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

3. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びこころネットは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択しました。

当社は、当社の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、売買出来高も多く流動性が認められるため、取引機会が確保されること、また、こころネットの株主が当社の普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は本株式交換による統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、当社の普通株式を交換対価とすることが適切と判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026年2月1日を予定）をもって、こころネットは当社の完全子会社となり、こころネット株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年1月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、こころネット株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなりますが、本株式交換によりこころネットの株主の皆様には割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、本株式交換により100株未満の当社株式の割当てを受けるこころネットの株主の皆様においては、本株式交換により当社の単元未満株主となります。単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、こころネットの株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 1 月 28 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するこころネット株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

4. 株式交換完全親会社である当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定める額とします。かかる取扱い、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

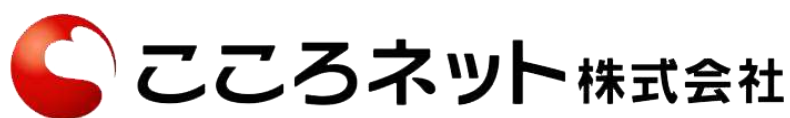
別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に関する計算書類等の内容

(添付のとおり)

第59期

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

事業報告



事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があります。

当社グループにおいては、葬祭・婚礼事業で小規模化や簡素化が継続しました。また、石材事業やその他（装販部門）で円安進行や物流コストの高騰による仕入価格の上昇等が生じました。

このような環境の下、「第4次中期経営計画」（2023年3月期～2025年3月期）の重点施策である「経営資源の集中と深化」に取り組みました。葬祭事業では、小規模葬儀ニーズに対応した葬祭会館6施設を開設しました。婚礼事業では、婚礼会場を閉館した福島県福島市において、料飲関連業務（ケータリング施設の運営、宴会の施行等）を再開しました。なお、再開した料飲関連業務の取引の多くを葬祭事業へのケータリングが占めていることから、2025年1月に当該業務を葬祭事業へ業務移管し、組織の効率化を図りました。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、葬祭事業で増収となった一方、石材事業、婚礼事業で減収となりました。収益面は、施設修繕の増加や子会社の増加に伴う経費が増加しましたが、営業規模の適正化や組織の効率化による経費圧縮を図り、営業利益は増加しました。一方で、前期に計上した外貨建取引に係る為替換算による為替差益が発生しなかったことや持分法投資損失の増加により、経常利益は減益となりました。更に、前連結会計年度に閉館した婚礼会場の売却等により、繰延税金資産を取り崩したことに伴う法人税等調整額が増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅に減少しました。

以上の結果、売上高は10,117百万円（前期比0.8%増）、営業利益は746百万円（同13.5%増）、経常利益は761百万円（同8.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は375百万円（同35.3%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高または振替高を除き記載しております。

① 葬祭事業

営業エリアの死亡者数は微増傾向で推移しました。一方で、コロナ禍以降も葬儀の小規模化・簡素化が継続しております。

このような状況の下、小規模葬儀専用会館の充実を図るため、葬祭会館を福島県内4施設、栃木県内2施設の計6施設開設しました。また、葬儀規模に合わせたプランへの切り替えや事前相談会・会館イベントによる顧客の囲い込みに注力しました。飲食やオプション販売が好調だったことにより、葬儀施行単価及び法事施行単価等が増加したほか、前連結会計年度に連結子会社化した株式会社喜月堂セレオが業績に貢献しました。一方で、労務費・人件費、のれん償却額及び施設修繕等、経費が増加いたしました。

その結果、売上高は6,824百万円（前期比11.2%増）、営業利益は649百万円（同6.3%減）となりました。

葬祭会館のオープン状況

オープン年月	葬祭会館名	所在地
2024年5月	とわノイエ 門田	福島県会津若松市
2024年8月	とわノイエ 鎌田	福島県福島市
2024年8月	とわノイエ 峰	栃木県宇都宮市
2024年8月	とわノイエ 鶴田	栃木県宇都宮市
2024年9月	こころ斎苑 大槻	福島県郡山市
2024年12月	とわノイエ 矢野目	福島県福島市

② 石材事業

国際情勢の影響による原石不足は解消しているものの、円安進行や物流コストの高騰により、仕入価格の上昇が継続しました。加えて、顧客ニーズの多様化も影響し、墓石の縮小化や廉価な石種へ需要がシフトしております。

このような状況の下、石材卸売においては、販売価格を見直し石材卸売単価が増加したものの、販売数量は大幅に減少しました。石材小売においては、イベントの開催やリフォーム・メンテナンスの営業を強化し、墓石販売、リフォームや墓じまい等の受注が増加しましたが、販売単価は減少しました。

その結果、売上高は2,061百万円（前期比9.1%減）、営業利益は36百万円（同42.8%減）となりました。

③ 婚礼事業

営業エリアの婚礼施行件数は減少傾向で推移しました。また、コロナ禍以降も小規模化・簡素化が継続しております。

このような状況の下、婚礼会場の閉館等による営業規模の適正化を図ったため、婚礼施行件数や宴会施行件数は大幅に減少しました。一方で、2024年3月に閉館した「クーラクーリアンテ サンパレス」（福島県福島市）のケータリングや宴会等の料飲関連業務の受け皿として、2024年4月にケータリング施設「フーズワークスサンパレス」（福島県福島市）を開設、2024年10月に宴会会場「f's sunpalace（エフズサンパレス）」（福島県福島市）を開設いたしました。なお、上記2施設の運営は2025年1月に葬祭事業の株式会社たまのやへ業務移管し、組織の効率化を図りました。

その結果、売上高は470百万円（前期比44.7%減）、営業損失は52百万円（前期は営業損失122百万円）となりました。

④ 生花事業

葬儀の小規模化が継続し、生花需要は減少傾向で推移しました。

このような状況の下、葬儀社への生花商品の提案、生花店や葬儀社等へのDM・SNSによる情報発信や新規取引先の開拓を積極的に実施しましたが、葬儀の小規模化が影響し、生花の卸売数量等は減少しました。一方で、グループ内からの人員移管等に伴い人件費は増加したものの、業務の見直しや効率化を図り、経費の圧縮に努めました。

その結果、売上高は589百万円（前期比0.5%増）、営業利益は131百万円（同23.8%増）となりました。

⑤ 互助会事業

互助会の新規会員募集や葬儀施行後の再加入促進等に注力するとともに、経費の圧縮等に努めました。その結果、売上高は8百万円（前期比7.2%減）、営業損失は4百万円（前期は営業損失14百万円）となりました。

⑥ その他

その他の装販部門につきましては、円安進行や物流コストの高騰により、仕入価格が上昇しました。

このような状況の下、オリジナル紙棺「悠舟」や高級棺の販売促進等に注力し、棺の卸売単価が増加しましたが、卸売先の施行件数の影響により棺の卸売数量が減少しました。

その結果、売上高は155百万円（前期比11.2%減）、営業損失は1百万円（前期は営業利益0百万円）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は502百万円（建設仮勘定を除き、無形固定資産を含む。金額には消費税を含めておりません。）であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメント	施設名	設備の内容	投資の内容	金額 (百万円)
葬祭事業	とわノイエ 門田 (福島県会津若松市)	葬祭会館	開設	73
葬祭事業	とわノイエ 峰 (栃木県宇都宮市)	葬祭会館	開設	98

② 当連結会計年度末現在における設備の除却、売却等

セグメント	施設名	設備の内容	除却等の開始 年月	除却等の理由
婚礼事業	遊休地 (福島県会津若松市)	土地	2024年6月	売却

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、300百万円の長期借入金返済を行いました。

また、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,500百万円の当座借越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第56期	第57期	第58期	第59期 (当連結会計年度)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高 (千円)	8,675,303	9,562,049	10,035,798	10,117,968
経常利益 (千円)	341,141	668,123	830,097	761,137
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	131,100	149,171	579,558	375,012
1株当たり当期純利益 (円)	34.22	39.75	153.86	102.31
総資産 (千円)	18,534,995	18,646,735	19,267,250	19,199,405
純資産 (千円)	8,032,486	8,071,469	8,572,758	8,589,570
1株当たり純資産額 (円)	2,146.03	2,148.29	2,273.00	2,464.62

(注) 1 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。

2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第56期	第57期	第58期	第59期 (当連結会計年度)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高 (千円)	1,342,402	1,321,409	1,407,983	1,380,418
経常利益 (千円)	694,788	545,147	393,274	535,960
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△484,182	237,775	274,448	514,104
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△126.38	63.36	72.86	140.25
総資産 (千円)	9,282,805	9,039,732	9,886,819	10,573,593
純資産 (千円)	7,083,922	7,201,536	7,385,621	7,522,855
1株当たり純資産額 (円)	1,892.60	1,916.75	1,958.24	2,158.54

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。

2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	所在地	主要な事業内容
株式会社たまのや	50,000千円	100.0%	福島県 福島市	葬祭事業
カンノ・トレーディング株式会社	10,000千円	100.0%	福島県 福島市	石材事業
株式会社With Wedding	40,000千円	100.0%	福島県 郡山市	婚礼事業
株式会社フルール	10,000千円	100.0%	福島県 福島市	生花事業、 その他（装販部門）
株式会社ハートライン	50,000千円	100.0%	福島県 福島市	互助会事業
株式会社北関東互助センター	40,000千円	100.0%	栃木県 宇都宮市	葬祭事業 互助会事業
株式会社喜月堂セレオ	3,000千円	100.0%	山梨県 韮崎市	葬祭事業
カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社	約42,699千円 (90億VND)	100.0%	ベトナム ホーチミン市	石材事業

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

経営環境につきましては、雇用・所得環境が改善する一方、物価上昇の継続による消費の冷え込みや、アメリカをはじめとする海外情勢の影響等により、不透明な状況が続くと見込まれます。

また、当社グループを取巻く事業環境におきましても、少子高齢化による需要への影響、時流による価値観や生活様式の変化に伴うお客様ニーズの多様化、異業種からの業界参入等、今後も変化の激しい状況が継続するものと予想されます。

こうした経営環境の中、当社グループが対処すべき主な課題及び対応策は、次のとおりであります。

- ① 人材の確保及び育成
積極的採用による人財確保、ニューノーマル時代の働き方への適応による人財定着
教育研修の充実や各種資格取得の奨励によるサービス及び業務品質の向上
継続的にリーダー人財を輩出する枠組みの構築と風土醸成
- ② 変化するニーズへ対応
多様な儀式形態を実現するための施設面での充実
利用者のニーズを的確に捉えた独自性の高い商品・サービスの開発
- ③ 営業エリアの拡大
葬祭事業における葬祭会館の戦略的新規出店、M&A、アライアンス等の推進
石材事業における小売店舗未出店エリアへの進出、関東地区を中心に新規卸先開拓
生花事業における既存営業所の販路拡大、新規営業所の設置検討
- ④ コンプライアンス体制の整備
コンプライアンス行動規範の浸透と遵守
コンプライアンス委員会によるコンプライアンス体制の強化、企業倫理の浸透
内部通報制度・相談窓口の整備と全役職員及び当社グループ取引先への周知
- ⑤ レジリエンシーの高いリスクマネジメント
事業継続マネジメント（BCM）ガイドラインに基づいた活動の実践
リスク管理体制及び危機管理体制の拡充、事業継続能力の維持・強化
常に事業継続意識を保持する企業体質・企業文化の醸成
- ⑥ サステナビリティを巡る課題への対応
福祉、文化・スポーツ、環境の3分野を中心とした活動への取り組み
基本方針の策定、枠組みの整備、目標管理、効果測定等の推進

経営戦略につきましては、当社グループは「2030年ビジョン」を掲げ、その実現に向け「第5次中期経営計画」（2026年3月期～2028年3月期）を策定し、その重点施策に取り組んでまいります。まず、グループ再編を検討し、業務効率化や本社機能の強化を図るとともに、不採算事業・部門の抜本的改善に取り組めます。次に、葬祭事業を事業展開の核とし積極的な出店や有効的なM&Aを進める一方、石材・生花事業においては、葬祭事業とのコラボレーションを検討してまいります。また、LTVの最大化に向けた事業モデルの構築や既存事業周辺での新規事業も模索してまいります。更に、ステークホルダーとの関係を強化するため、株主・投資家の方々をはじめ、取引先や地域の方々、社員との対話機会の創出に努めてまいります。

（7）主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、2025年3月31日現在、当社、連結子会社8社及び関係会社3社で構成されております。

当社は純粋持株会社としてグループ運営に係る経営戦略企画、業績管理、不動産管理、総務・経理・人事等の管理業務を行っております。各事業子会社は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供（葬祭事業）、墓石・石材加工商品等の卸売・小売（石材事業）、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供（婚礼事業）、生花・生花商品等の卸売（生花事業）、冠婚葬祭互助会の運営（互助会事業）及びこれらに付随するその他の事業を行っております。これら各事業が連携することにより、相乗効果を高めた総合的な事業展開を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

① 葬祭事業

当事業は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター及び株式会社喜月堂セレオが、自社施設を利用した葬儀施行及び自宅や寺院での葬儀の補助を行うほか、葬儀施行業務の受託、供花・供物の販売、法事施行、仏壇・仏具販売等を行っております。また、株式会社たまのやは、ケータリングや宴会施行等を行っております。

当事業においては、自社施設として、福島県、茨城県、栃木県及び山梨県において葬祭会館45施設を展開しており、家族葬等の小規模葬儀から大規模葬儀まで対応可能な体制を構築しております。加えて、葬儀形態、会場及び会葬者数、地域慣習、利用者ニーズ等に応じた各種「パッケージプラン」を提供しており、利用者にとってわかりやすい料金サービス体系を構築しております。

また、サービス品質及び信頼度の維持向上等を図るため、厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査「葬祭ディレクター」の資格取得の奨励等により、ご遺族の意向に寄り添いながら「こころの安らぎ」を提供するよう葬儀に関するトータルサポートを行っております。

更に株式会社たまのやにおいては、自社による葬儀施行のほか、JA全農福島及び福島県内の農業協同組合（以下、「JA組合」という。）全組合が出資する株式会社JAライフクリエイティブ福島との業務委託契約に基づき、同社が各JA組合より受託した葬儀施行に係る一部業務を受託しており、主に自社施設を展開していないエリアにおいて当該形態での事業を行っております。

なお、株式会社たまのやは、株式会社フルールより生花・生花商品及び棺等を仕入れているほか、カンノ・トレーディング株式会社の石材小売「石のカンノ」とのコラボレーション店舗の展開、株式会社ハートラインより互助会会員に係る葬儀施行を受託しております。

② 石材事業

当事業は、墓石・石材加工商品等の卸売・小売を主な事業としており、日本国内では連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が墓石等の石材店への卸売と一般顧客への小売及び霊園幹旋等を行っております。また、海外においては、連結子会社であるカンノ・トレーディング・ベトナム有限会社（ベトナム・ホーチミン市）が墓石販売等を行っております。

石材卸売は、中国・インド等を中心とした海外から墓石・石材加工商品を輸入し、

東日本を中心とした石材店へ販売しております。また、中国福建省廈門市に事務所を設置し、商品仕入業務の円滑化及び商品品質の維持向上に努めるほか、デザイン性の追求や耐震化等の機能開発を行い、これらの付加価値商品を中心に提案しております。

石材小売は、「石のカンノ」の屋号で、福島県に5店舗、長野県に1店舗、東京都、茨城県にそれぞれ1営業所を展開し、墓石等の小売・霊園斡旋及び屋内納骨堂の販売代行等を行っております。そのうち、福島県内の一部店舗では株式会社たまのやの仏壇・仏具の販売店とのコラボレーション店舗の展開をしております。墓石については「オリジナルデザイン墓石」や「耐震構造墓石」の取扱いや20年保証等により他社との差別化を強化し、消費者のニーズに応じた墓石商品を提供しております。また、一般社団法人日本石材産業協会が認定する「お墓ディレクター」の資格取得を奨励するとともに、改葬や墓じまい、リフォーム・メンテナンス等のサービス品質の維持向上にも努めております。

③ 婚礼事業

当事業は、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社With Weddingが、福島県において婚礼会場2施設を運営し、挙式や披露宴・宴会等の施行サービスを提供しております。また、一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団が認定する「ブライダルプロデューサー」の資格取得の奨励等により、冠婚に関する知識や技能に加え、マーケティング理論、婚礼部門に必要な実践的な知識・技術を習得し、挙式・披露宴のプロデュースに務めております。

なお、当事業においては、株式会社ハートラインより互助会会員に係る婚礼施行を受託しております。

④ 生花事業

当事業は、生花・生花商品等の卸売を主な業務としており、連結子会社である株式会社フルールがグループ内外の葬祭事業会社に対する生花及び生花商品の供給に加え、一般の生花小売店等向けに同商品の卸売を行っております。

福島県、栃木県、山形県に営業所を設置し、東北、北関東地区を中心として販売先の拡大を図っております。

⑤ 互助会事業

当事業は、当社グループの将来の顧客基盤を確保するため、連結子会社である株式会社ハートライン及び株式会社北関東互助センターが割賦販売法に定める前払式特定取引業者として許可を受け冠婚葬祭互助会の運営を行っております（〔経済産業大臣許可（互）第2001号・3057号〕）。また、株式会社メモリード・ライフの代理店として、少額短期保険加入者の募集代理店業務を行っております。

冠婚葬祭互助会は、会員が月掛金を一定期間払い込むことで、グループ内の株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター及び株式会社With Wedding並びに提携する式場等で冠婚葬祭施行の際、通常料金より割安な料金にて役務サービスを利用できる会員制組織であります。更に、会員特典として割引価格によるサービス等を受けることができます。会員に対しては、会報誌の発行、各種相談への窓口及びオンラインでの対応、生活情報の発信等により、会員の付加価値の向上に努めております。

なお、株式会社ハートラインにおいては株式会社たまのや及び株式会社With Weddingに対し、施行委託することにより一定の手数料を受け取っております。

⑥ その他

その他は株式会社フルールの装販部門であり、棺・葬祭用品の卸売事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)
 当社本社：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1
 主要な営業所

	事業会社名	福島県内	福島県外	合計
葬祭事業	株式会社たまのや	31	3	34
	株式会社北関東互助センター	—	8	8
	株式会社喜月堂セレオ	—	3	3
石材事業	カンノ・トレーディング株式会社	6	6	12
	カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社	—	1	1
婚礼事業	株式会社With Wedding	2	—	2
生花事業	株式会社フルール	1	2	3
互助会事業	株式会社ハートライン	1	—	1
	株式会社北関東互助センター	—	1	1
その他（装販）	株式会社フルール	1	—	1

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	前年度末		当年度末	
葬祭事業	276	(21)	295	(20)
石材事業	106	(—)	102	(—)
婚礼事業	52	(10)	26	(8)
生花事業	38	(1)	45	(1)
互助会事業	6	(1)	6	(1)
その他	3	(—)	3	(—)
全社	31	(—)	33	(—)
合計	512	(33)	510	(30)

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む。）であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時従業員の年間平均雇用人数（1日当たり7時間40分換算）を外書きしております。
- 2 「全社」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであり、当社の従業員であります。

② 当社の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	31	33
平均年齢（歳）	46.2	45.6
平均勤続年数（年）	18.3	18.5

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。ただし、当社グループ内の出向は出向扱いとしない。）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイトを含む。）は、含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 東 邦 銀 行	265,800千円
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	9,600千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,100,000株
(2) 発行済株式の総数 3,843,100株
(3) 株主数 897名
(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
カ ン ノ 合 同 会 社	920,000株	26.4%
齋 藤 高 紀	432,900株	12.4%
川 島 利 介	182,275株	5.2%
こころネットグループ従業員持株会	176,740株	5.1%
水 元 公 仁	103,900株	3.0%
上 田 八 木 短 資 (株)	98,800株	2.8%
菅 野 孝 太 郎	90,240株	2.6%
(株) 東 邦 銀 行	75,000株	2.2%
野 村 證 券 (株)	65,100株	1.9%
福 島 信 用 金 庫	50,000株	1.4%

(注) 持株比率は自己株式(357,945株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	7,800株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、12頁「4. 会社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額」、「(4) 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当社は、2024年7月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり譲渡制限付株式として自己株式の処分を行いました。

処分した株式の種類及び株式数	普通株式 13,600株
処分価額の総額	14,293,600円
割当先	当社の取締役 4名 7,800株 当社の子会社の取締役 6名 5,800株
払込期日	2024年7月31日

自己株式の取得

当社は、2024年11月11日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得した株式の種類及び株式数	普通株式 300,000株
取得価額の総額	273,000,000円
取得日	2024年11月12日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	齋 藤 高 紀	
代 表 取 締 役 社 長	菅 野 孝 太 郎	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事 (現 天津万里石石材有限公司)
常 務 取 締 役	羽 田 和 徳	経営企画部担当 〈重要な兼職の状況〉 株式会社たまのや 代表取締役
取 締 役	熊 坂 秀 一	人事、経理、総務担当
取 締 役	伊 藤 信 弘	〈重要な兼職の状況〉 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長
取 締 役	石 山 純 恵	〈重要な兼職の状況〉 株式会社クリフ 代表取締役 株式会社OMJプラザ 代表取締役 福島県コワーキングスペース協同組合 専務理事
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	加 藤 重 光	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	菅 野 晴 隆	〈重要な兼職の状況〉 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 一 徳	〈重要な兼職の状況〉 公認会計士鈴木一徳会計事務所 代表 東北監査法人 代表社員

- (注) 1 取締役伊藤信弘氏、石山純恵氏並びに取締役(監査等委員)菅野晴隆氏、鈴木一徳氏は社外取締役であります。
- 2 取締役(常勤監査等委員)加藤重光氏は、会計事務所での経験を有し、当社において経理部長の経歴もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 取締役(監査等委員)菅野晴隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 取締役(監査等委員)鈴木一徳氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、加藤重光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- 6 当社は、取締役伊藤信弘氏、石山純恵氏並びに取締役(監査等委員)菅野晴隆氏、鈴木一徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7 当社と、社外取締役伊藤信弘氏、石山純恵氏並びに社外取締役(監査等委員)菅野晴隆氏、鈴木一徳氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
澤 田 正 晴	2024年6月25日	任 期 満 了	経営企画部長

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	78,267 (2,700)	70,070 (2,700)	—	8,197 (—)	7名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,623 (3,060)	10,623 (3,060)	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	88,890 (5,760)	80,693 (5,760)	—	8,197 (—)	10名 (4名)

- (注) 1 上記には、2024年6月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。
- また、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、2022年6月28日開催の定時株主総会において、株式報酬の金額として年額14百万円以内、株式数の総数は年14,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。
- 3 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(3) 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、9頁「2 会社の現況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 4 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役2名)です。

(4) 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針

監査等委員を除く取締役の報酬には、インセンティブを付与する重要な機能があると考えられることから、その報酬等を適切な内容とするための仕組みを構築すべく、「監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」(以下、「決定方針」という。)の原案を指名・報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて取締役会において決定方針を以下のとおり決議いたしました。

① 基本方針

当社は、業務執行取締役の報酬は、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うため、基本報酬と株式報酬の構成とする。なお、基本報酬と株式報酬の割合は、概ね9:1となるように支給するものとする。

当社は、非業務執行取締役の報酬は、原則として定額の基本報酬のみで構成し、株式報酬は支給しない。

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を、年俸制による固定報酬額を12等分した月例の金銭報酬とする。個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、代表取締役が、業種、適切な比較対象となる他社報酬等の水準、当社における他役職員の水準等を考慮して報酬案を作成し、指名・報酬委員会における公正かつ透明性の高い審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で、監査等委員会において決定する。

- ③ 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業務執行取締役の株式報酬を、当社の普通株式を用いて、毎年、定時株主総会後の一定の時期に付与する譲渡制限付株式報酬とする。本株式の譲渡制限は、1年から5年間の範囲で取締役会が定めた期間としたうえで、取締役会が定めた勤務条件及び業績目標の達成を条件として解除する。

個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、代表取締役が、役位、職責、在任年数等を考慮して報酬案を作成し、指名・報酬委員会における公正かつ透明性の高い審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定する。

（５）取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会の審議及び答申を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

（６）社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤信弘氏は、株式会社いちい、株式会社ヒロックス、株式会社アイホールディングスの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石山純恵氏は、株式会社クリフ、株式会社OMJプラザの代表取締役であり、福島県コワーキングスペース協同組合の専務理事であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）菅野晴隆氏は、弁護士法人ブレインハート法律事務所の代表社員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鈴木一徳氏は、公認会計士鈴木一徳会計事務所の代表であり、東北監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊 藤 信 弘	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。 企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	石 山 純 恵	2024年6月25日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。 企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

取締役 (監査等委員)	菅 野 晴 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。
	鈴 木 一 徳	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。税理士・公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員と会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は次回更新時（2026年2月）に同内容で更新する予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東邦監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	東 邦 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,100千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査等委員会は、会計監査人による当該事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬の額につき会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要

があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会において重要事項の審議及び決議を行っております。
- ② 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の業務執行について監督しております。
- ③ 監査等委員会監査基準等に基づき、監査等委員会において業務執行状況調査等を通じて取締役の業務執行について監査を行っております。
- ④ 指名・報酬委員会規程に基づき、指名・報酬委員会において取締役会からの諮問について審議し、取締役会に対して答申を行っております。
- ⑤ 独立社外取締役会議規程に基づき、独立社外取締役会議において必要な情報交換や認識共有等を図っております。
- ⑥ 内部統制基本方針（会社法）、コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会運営細則に基づき、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図っております。
- ⑦ 内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した内部監査室を監査等委員会の下に設置し、当社グループにおける法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、監査等委員会及び取締役会に報告しております。
- ⑧ コンプライアンス行動規範を開示し、法令遵守及び企業倫理遵守に対する取締役及び使用人の意識向上に努めております。
- ⑨ 内部通報ホットライン管理規程に基づき、コンプライアンスに係る問題については通常の報告ルートのほか、内部通報ホットラインによる報告ルートを設置し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに、通報者保護の体制を確立しております。また、内部通報を受けた場合はすみやかに事実の調査を行い、担当部門と対応策・再発防止策を協議のうえ実施を勧告することとしております。
- ⑩ コンプライアンス行動規範において、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを宣言し、警察及び弁護士等関係機関との連携を図るとともに、取締役及び使用人が一体となり不当な要求に対して毅然とした態度で臨むこととしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び文書管理規程に基づき、取締役会議事録等取締役の業務執行に係る情報・記録について保存・管理を行っております。
- ② 内部統制基本方針（会社法）において、取締役、監査等委員及び子会社の監査役はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程において、事業継続に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理に必要な体制、運営の基本事項及びリスク管理委員会設置について定めております。
- ② リスク管理委員会運営細則に基づき、リスク管理委員会においてリスク管理を適

正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行うよう努めております。

- ③ リスク管理規程に基づき、監査等委員会は内部統制システムに係る監査等委員会監査の一環として、リスク管理の監査を行っております。また、内部監査室は独立的モニタリングとして、リスク管理に関する内部監査を行っております。
- ④ 危機管理規程において、危機管理に必要な体制や運営の基本事項及び危機管理本部設置について定めております。
- ⑤ 事業継続マネジメント（BCM）ガイドラインに基づき、重要な事業が中断する事態への対策として、計画に基づいた事業の継続を図る仕組みを作り、マネジメント活動を実践することで当社グループの事業が継続しうる体制を整備しております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会は経営方針に沿った経営計画を策定し、取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取締役会に報告する体制を整備しております。
- ② 経営会議細則に基づき、取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な業務執行事項について、その方向性や方針及び意思決定のプロセスについて審議しております。
- ③ 稟議規程及び業務分掌規程において、業務執行者に対する委任の範囲及び権限を定めております。

（５）業務の適正を確保するための体制

- ① 組織関連規程及び関係会社管理規程において、純粋持株会社制の下でグループ会社が担うべき役割を定め、当社グループの最適運営を図る体制を整備しております。
- ② 取締役会規程において、取締役会は議事の運営上必要と認められるときは、取締役、監査等委員及び子会社の監査役以外のものを出席させ、意見または説明を求めることができるとしております。
- ③ 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員会は取締役の業務執行を監査するため必要があると認めるときには、グループ会社に対し事業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を監査できる体制を整備しております。
- ④ 内部監査規程に基づき、内部監査室は当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び取締役会に報告しております。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知し改善を指示するとともに、その改善結果を内部監査室長に報告を求め、監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- ⑤ 内部通報ホットライン管理規程に基づき、内部通報ホットラインによる報告ルートを設置し、当社グループの全役職員及び取引先の社員が法令違反行為等に関する相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに、通報者保護の体制を確立しております。

（６）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

独立した内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査業務に併せ、監査等委員会の職務支援を行うこととしております。なお、独立性を確保するため、当該使用人に係る人事異動、人事評価及び懲戒処分等については、当社取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て行うこととしております。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役会への出席、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への出席機会を確保しており、また、重要な稟議書類等を回付し、要請に応じて随時社内文書等の提出または閲覧できる体制が整備されております。
- ② 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員会は内部情報に関する重要事実等が発生した場合、取締役または使用人から遅滞なく報告を受ける体制が整備されております。また、監査等委員会が報告を求めた場合は、取締役及び使用人が迅速かつ適切に監査等委員会へ報告を行う体制が整備されております。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報ホットライン管理規程に基づき、報告または相談された事項について、その内容が法令及び定款違反等のおそれがある場合は、内部通報窓口が監査等委員会へ報告することを定めております。なお、内部通報窓口に通報した者が不利益な取扱いを受けないように規定するとともに、運用の徹底を図っております。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会監査基準において、監査等委員はその職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる旨を定めております。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は外部会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、外部会計監査人との連携を図る体制が整備されております。
- ② 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員会は内部監査室から内部監査計画の提出を受け、それを審議及び承認するとともに、内部監査結果の報告を受ける体制が整備されております。

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は次のとおりであります。

(1) 業務執行の適正性、効率性の向上に関する運用状況

取締役は、経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について取締役会に報告するとともに、グループ全体の視点から業務の適正性を確保するため、グループ会社の取締役会に当社の部長及び室長を出席させ、情報の共有化を図りました。また、取締役会の機能を強化し経営の効率を向上させるために経営会議を開催し、経営戦略上の重要な業務執行事項について審議しました。

(2) コンプライアンス・リスク管理に関する運用状況

コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の開催、コンプライアンス行動規範及び内部通報ホットライン管理規程等のグループウェアへの掲載、コンプライアンス勉強会の開催及びeラーニングによる理解度確認テスト等の実施により、当社グループの全役職員への法令遵守及び企業倫理遵守に対する意識向上を図りました。また、監査等委員会及び内部監査室は、法令及び内部規程等の遵守状況やリスク管理に関する監査を実施しました。

(3) 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員は、監査等委員会を開催し、取締役の業務執行についての監査、取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案への意見及び外部会計監査人の評価等の決議、四半期決算監査及びグループ会社の業務監査結果等の報告、並びに監査等委員の個人別報酬額の協議を行いました。また、外部会計監査人から会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、外部会計監査人との連携を図りました。

(4) 内部監査に関する運用状況

内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び取締役会に報告しました。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知するとともに改善を指示し、その改善結果の報告を求めました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、内部留保資金については、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発投資、人的資本への投資等、今後の事業展開に備えた経営基盤の強化に活用いたします。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら検討してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。

以 上

第59期

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

事業報告に係る附属明細書

こころネット株式会社

1. 会社役員の兼務の状況明細

(1) 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	齋 藤 高 紀	
代 表 取 締 役 社 長	菅 野 孝 太 郎	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事 (現 天津万里石石材有限公司)
常 務 取 締 役	羽 田 和 徳	経営企画部担当 〈重要な兼職の状況〉 株式会社たまのや 代表取締役
取 締 役	熊 坂 秀 一	人事、経理、総務担当
取 締 役	伊 藤 信 弘	〈重要な兼職の状況〉 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長
取 締 役	石 山 純 恵	〈重要な兼職の状況〉 株式会社クリフ 代表取締役 株式会社 OMJ プラザ 代表取締役 福島県コワーキングスペース協同組合 専務理事
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	加 藤 重 光	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	菅 野 晴 隆	〈重要な兼職の状況〉 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 一 徳	〈重要な兼職の状況〉 公認会計士鈴木一徳会計事務所 代表 東北監査法人 代表社員

(2) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤信弘氏は、株式会社いちい、株式会社ヒロックス、株式会社アイホールディングスの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石山純恵氏は、株式会社クリフ、株式会社OMJプラザの代表取締役であり、福島県コワーキングスペース協同組合の専務理事であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）菅野晴隆氏は、弁護士法人ブレインハート法律事務所の代表社員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鈴木一徳氏は、公認会計士鈴木一徳会計事務所の代表であり、東北監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

第59期

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

連結計算書類及び計算書類

こころネット株式会社

連 結 貸 借 対 照 表

(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,042,708	流 動 負 債	1,294,711
現 金 及 び 預 金	3,695,300	買 掛 金	298,712
受 取 手 形	3,407	1 年内返済予定の長期借入金	112,200
売 掛 金	510,887	リ ー ス 債 務	9,818
有 価 証 券	179,621	未 払 法 人 税 等	57,432
商 品 及 び 製 品	426,675	賞 与 引 当 金	214,581
仕 掛 品	12,052	そ の 他	601,966
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	27,520	固 定 負 債	9,315,124
未 収 還 付 法 人 税 等	58,316	長 期 借 入 金	163,200
そ の 他	380,867	リ ー ス 債 務	31,742
貸 倒 引 当 金	△251,938	繰 延 税 金 負 債	5,740
固 定 資 産	14,156,697	前 受 金 復 活 損 失 引 当 金	4,828
有 形 固 定 資 産	8,802,701	資 産 除 去 債 務	235,275
建 物 及 び 構 築 物	3,880,553	負 の の れ ん	6,196
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	158,116	前 払 式 特 定 取 引 前 受 金	8,773,716
土 地	4,631,891	そ の 他	94,424
リ ー ス 資 産	42,895	負 債 合 計	10,609,835
建 設 仮 勘 定	24,184	純 資 産 の 部	
そ の 他	65,059	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	643,240	株 主 資 本	8,455,281
の の れ ん	587,130	資 本 金	500,658
そ の 他	56,109	資 本 剰 余 金	2,031,700
投 資 そ の 他 の 資 産	4,710,756	利 益 剰 余 金	6,245,119
投 資 有 価 証 券	315,026	自 己 株 式	△322,197
長 期 貸 付 金	4,836	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	134,288
繰 延 税 金 資 産	365,427	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,849
営 業 保 証 金	567,008	為 替 換 算 調 整 勘 定	128,438
供 託 金	2,500,650	純 資 産 合 計	8,589,570
そ の 他	984,164	負 債 純 資 産 合 計	19,199,405
貸 倒 引 当 金	△26,357		
資 産 合 計	19,199,405		

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,117,968
売上原価		6,644,525
売上総利益		3,473,442
販売費及び一般管理費		2,726,490
営業利益		746,951
営業外収益		
受取利息	7,789	
受取配当金	907	
負ののれん償却額	12,393	
為替差益	3,292	
掛金解約手数料	19,651	
貸倒引当金戻入額	27,727	
前受金復活損失引当金戻入額	9	
その他	68,495	140,267
営業外費用		
支持払利息	1,181	
持分法による投資損失	86,897	
遊休資産諸費用	28,054	
前受金復活損失引当金繰入額	1,558	
その他	8,388	126,081
経常利益		761,137
特別利益		
固定資産売却益	2,644	
投資有価証券売却益	3,813	
受取保険金	2,362	
移転補償金	1,396	10,217
特別損失		
減損損失	6,261	
固定資産売却損	726	
固定資産除却損	16,849	
資産除去債務履行差額	6,591	30,429
税金等調整前当期純利益		740,925
法人税、住民税及び事業税	93,322	
法人税等調整額	272,590	365,912
当期純利益		375,012
親会社株主に帰属する当期純利益		375,012

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	500,658	2,028,962	5,983,457	△60,752	8,452,325
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△113,350		△113,350
親会社株主に帰属する当期純利益			375,012		375,012
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分				△273,000	△273,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,737		11,555	14,293
連結会計年度中の変動額合計					
当連結会計年度末残高	—	2,737	261,661	△261,444	2,955
当連結会計年度期首残高	500,658	2,031,700	6,245,119	△322,197	8,455,281

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	10,663	109,769	120,432	8,572,758
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△113,350
親会社株主に帰属する当期純利益				375,012
自 己 株 式 の 取 得				△273,000
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式処分				14,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,813	18,669	13,855	13,855
連結会計年度中の変動額合計	△4,813	18,669	13,855	16,811
当連結会計年度末残高	5,849	128,438	134,288	8,589,570

連結計算書類の連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 8 社

連結子会社の名称

株式会社たまのや

カンノ・トレーディング株式会社

株式会社With Wedding

株式会社フルール

株式会社ハートライン

株式会社北関東互助センター

株式会社喜月堂セレオ

カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社

② 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

③ 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連会社数 2 社

関連会社の名称

天津万里石石材有限公司

天津万里石石材有限公司は、2025 年 5 月 16 日付で天津中建万里石石材有限公司より商号変更しております。

日本エンディングパートナーズ株式会社

③ 持分法の範囲の変更

該当事項はありません。

④ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社

該当事項はありません。

関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(イ) 商品及び製品、原材料及び仕掛品

主として総平均法を採用しております。ただし、一部の連結子会社は個別法及び最終仕入原価法を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。ただし、一部の連結子会社は、最終仕入原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～17年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）における定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(iii) 前受金復活損失引当金

一部の連結子会社が取扱いしている特定取引前受金で、一定期間経過後収益に計上したもののに対する将来の復活に備えるため、過去の実績に基づく復活見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

全ての事業において、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(i) セレモニーサービス

主に冠婚葬祭に係る商品・サービスの提供等を行っております。当該役務提供については、顧客との契約に基づき、当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。当社グループが行う役務提供が完了した時点で顧客への履行義務が充足されることから、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、セレモニーサービスの売上高に計上している葬儀返礼品については「返品権付販売」に該当するため、返品が見込まれる商品については売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返品資産を流動資産の「その他」及び返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(ii) 物品販売

主に、仏壇・仏具等の販売、墓石・石材加工商品等の卸売・小売、生花・生花商品等の卸売を行っております。また、商品等の卸売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

仏壇・仏具等の販売については、顧客に商品を引渡しした時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。

石材卸売については、商品を出荷した時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転したものとし、出荷時点で収益を認識しております。

石材小売については、顧客に商品を引渡しした時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。また、石材小売の中で工事を伴うものについては、工事完了引渡時に当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、工事完了引渡時点で収益を認識しております。

生花・生花商品等の卸売については、グループ内外の葬祭事業会社に対する生花及び生花商品の供給、一般の生花小売店向けに同商品の卸売を行っております。グループ内外の葬祭事業会社に対する供給については、顧客に商品を引渡しした時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。

一般の生花小売店向けの卸売については、商品を出荷した時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転したものとし、出荷時点で収益を認識しております。

なお、物品販売の売上高に計上している墓石売上の一部には、外部紹介によるものがあり、従来は販売費及び一般管理費に紹介手数料として計上しておりましたが、当該手数料は「売上高」からの減額に変更しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、個別案件ごとに効果の発生する期間を合理的に見積り、5年から20年以内での定額法による償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(i) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

(ii) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

冠婚葬祭互助会の会計処理及び表示については、業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続き、割賦販売法省令に定められる基準に従って会計処理されております。

計上されている主な科目は以下のとおりです。

(イ) 施行値引勘定

掛金の一括前払があった場合の割引料を損金処理せずに資産計上し、施行の際に精算しております。

(ロ) 供託金

互助会が前受金保全措置として、主たる営業所の最寄りの供託所に供託した保証金を計上しております。

- (ハ) 役務保証基金
前受金総額の規模に応じて施行支援機構に無利息で預託した基金を計上しております。
- (ニ) 前払式特定取引前受金
互助会契約に基づいて、会員から預かった掛け金の累計額（予約前受金の合計額）を計上しております
- (ホ) 解約返戻金
完納超長寿の所在不明会員の取扱いにより、契約失効した際に、解約手数料相当額を営業外収益に計上し、残りの解約返戻金相当額を「解約返戻金」として預かり、会員または相続人からの申出が5年間無ければ「解約返戻金」を営業外収益に計上しております。
- (ヘ) 前受金復活損失引当金
掛金中断により契約解除となった会員からの施行、返金の申出に備えて計上する引当金を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度にまで区分掲記していた営業外費用の「休止固定資産減価償却費」(当連結会計年度は11千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 365,427 千円

繰延税金負債 5,740 千円

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づき、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

なお、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 金融機関に対する債務

(i) 担保に供している資産

建物	1,290,890 千円
土地	1,542,725 千円
計	2,833,615 千円

(ii) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	112,200 千円
長期借入金	163,200 千円
計	275,400 千円

② 前払式特定取引に対する債務

有価証券及び投資有価証券のうち448,004千円と供託金のうち2,498,000千円(営業所、代理店除く)については、割賦販売法第18条の3に基づき、前払式特定取引前受金8,773,716千円に対する保全措置として、供託等の方法により担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 9,685,124 千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,843,100 株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 357,945 株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	56,573	15.00	2024年3月31日	2024年6月26日

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	56,777	15.00	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	52,277 千円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15 円 00 銭
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 26 日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に関する事項

当社グループは、設備投資計画及び資金繰り等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。余資は、主に流動性の高い金融資産及び長期的運用を目的とした金融資産で運用しております。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化を懸念し、早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券及び株式であり、株式は純投資目的または事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は主に国債を中心に保有しており信用リスクは僅少であります。また、有価証券及び投資有価証券に係る信用リスク及び市場価格の変動リスクについては、有価証券管理規程に基づき発行体の財務状況や時価等を把握し、四半期ごとに評価しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。一部連結子会社が有する外貨建て営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金(最長3年)は主にM&A及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持な

どにより流動性リスクを管理しております。また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額15億円の当座借越契約を締結しております。

(金融商品の時価等に関する事項についての補足説明)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (※2)	473,532	472,428	△1,104
(2) 供託金	2,500,650	2,500,650	—
資産計	2,974,182	2,973,078	△1,104
(1) 長期借入金 (※3)	275,400	274,212	△1,187
負債計	275,400	274,212	△1,187

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形」、「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、(1)有価証券及び投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	21,115

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金 (※)	3,687,762	—	—	—
受取手形	3,407	—	—	—
売掛金	510,887	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	180,000	270,000	—	—
合計	4,382,057	270,000	—	—

※ 「現金及び預金」には、現金7,537千円は含めておりません。

2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	102,600	60,600	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	25,528	—	—	25,528
資産計	25,528	—	—	25,528

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	446,900	—	446,900
供託金	—	2,500,650	—	2,500,650
資産計	—	2,947,550	—	2,947,550
長期借入金	—	274,212	—	274,212
負債計	—	274,212	—	274,212

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で国債は、取引金融機関等から揭示された価格によっており、活発な市場における相場とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

供託金

互助会事業においては、割賦販売法の規定に基づき会員からの前受金の2分の1を保全する義務（以下、前受金保全措置という）があり、供託金は前受金保全措置を確保する手段の1つであります。互助会の破綻等の際に、会員に対して前受金の全部または一部の返還の原資となるため、将来キャッシュ・フローに対する割引率をゼロとして現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					
	葬祭事業	石材事業	婚礼事業	生花事業	互助会事業	計
セレモニーサービス	6,535,921	—	458,682	—	—	6,994,603
物品販売	279,488	2,027,431	—	589,927	—	2,896,847
その他	8,662	34,139	11,713	—	4,731	59,247
顧客との契約から生じる収益	6,824,072	2,061,570	470,395	589,927	4,731	9,950,698
その他の収益	—	—	—	—	3,771	3,771
外部顧客への売上高	6,824,072	2,061,570	470,395	589,927	8,502	9,954,469

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計算書 計上額
セレモニーサービス	—	6,994,603	—	6,994,603
物品販売	155,728	3,052,576	—	3,052,576
その他	—	59,247	—	59,247
顧客との契約から生じる収益	155,728	10,106,427	—	10,106,427
その他の収益	—	3,771	7,770	11,541
外部顧客への売上高	155,728	10,110,198	7,770	10,117,968

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである装販部門等であります。

2 「調整額」の内容は、不動産賃貸収入になります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の会計基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社において、契約資産及び契約負債に該当する資産及び負債は識別していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,464 円 62 銭

(2) 1株当たり当期純利益 102 円 31 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,865,830	流 動 負 債	389,814
現 金 及 び 預 金	1,356,670	1年内返済予定の長期借入金	232,200
売 掛 金	80,919	未 払 金	82,791
短 期 貸 付 金	542,689	未 払 法 人 税 等	7,283
未 収 入 金	205,271	賞 与 引 当 金	18,496
未 収 還 付 法 人 税 等	2,983	リ ー ス 債 務	8,843
立 替 金	13,793	そ の 他	40,199
そ の 他 金	45,942	固 定 負 債	2,660,923
貸 倒 引 当 金	△382,439	長 期 借 入 金	2,533,200
固 定 資 産	8,707,763	リ ー ス 債 務	30,262
有 形 固 定 資 産	4,872,283	資 産 除 去 債 務	71,044
建 築 物	1,772,063	負 の の れ ん	3,914
構 築 物	152,109	役員に対する長期未払金	19,234
機 械 及 び 装 置	67,485	そ の 他	3,266
車 両 運 搬 具	1,315	負 債 合 計	3,050,737
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,565	純 資 産 の 部	
土 地	2,813,067	科 目	金 額
リ ー ス 資 産	40,492	株 主 資 本	7,517,005
建 設 仮 勘 定	24,184	資 本 金	500,658
無 形 固 定 資 産	18,727	資 本 剰 余 金	2,016,418
の れ ん	2,169	資 本 準 備 金	2,011,261
借 地 権	3,062	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,157
ソ フ ト ウ ェ ア	4,814	利 益 剰 余 金	5,322,125
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	6,220	利 益 準 備 金	24,035
そ の 他	2,461	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,298,090
投 資 そ の 他 の 資 産	3,816,751	別 途 積 立 金	590,535
投 資 有 価 証 券	45,923	繰 越 利 益 剰 余 金	4,707,555
関 係 会 社 株 式	2,628,764	自 己 株 式	△322,197
出 資 金	2,791	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,849
関 係 会 社 出 資 金	133,032	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,849
長 期 貸 付 金	1,102,400	純 資 産 合 計	7,522,855
繰 延 税 金 資 産	112,643	負 債 純 資 産 合 計	10,573,593
そ の 他 金	35,240		
貸 倒 引 当 金	△244,043		
資 産 合 計	10,573,593		

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,380,418
売上原価	298,452
売上総利益	1,081,965
販売費及び一般管理費	566,675
営業利益	515,290
営業外収益	
受取利息	17,153
負ののれん償却額	7,829
業務受託料	10,800
出向料	16,447
その他	12,289
営業外費用	
支払払利息	21,325
貸倒引当金繰入額	2,612
遊休資産諸費用	17,000
その他	2,911
経常利益	43,849
特別利益	
固定資産売却益	535,960
投資有価証券売却益	1,714
その他	3,813
	486
特別損失	
固定資産除却損	6,630
資産除去債務履行差額	6,591
税引前当期純利益	13,222
法人税、住民税及び事業税	528,752
法人税等調整額	△147,524
当期純利益	162,171
	14,647
	514,104

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	500,658	2,011,261	2,419	2,013,680	24,035	590,535	4,306,801	4,921,371
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△113,350	△113,350
当 期 純 利 益							514,104	514,104
自 己 株 式 の 取 得								
譲渡制限付株式報酬に係る 自 己 株 式 の 処 分			2,737	2,737				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	2,737	2,737	—	—	400,754	400,754
当 期 末 残 高	500,658	2,011,261	5,157	2,016,418	24,035	590,535	4,707,555	5,322,125

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△60,752	7,374,957	10,663	10,663	7,385,621
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△113,350			△113,350
当 期 純 利 益		514,104			514,104
自 己 株 式 の 取 得	△273,000	△273,000			△273,000
譲渡制限付株式報酬に係る 自 己 株 式 の 処 分	11,555	14,293			14,293
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△4,813	△4,813	△4,813
事業年度中の変動額合計	△261,444	142,047	△4,813	△4,813	137,234
当 期 末 残 高	△322,197	7,517,005	5,849	5,849	7,522,855

計算書類の個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～45年
機械及び装置	17年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）における定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することにしております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実際に提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

③ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、20年間の定額償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「遊休資産諸費用」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「遊休資産諸費用」は485千円であります。

前事業年度にまで区分掲記していた特別利益の「受取保険金」(当事業年度は486千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 112,643千円

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づき、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積み、金額を算定しております。

なお、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積みと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	835,570千円
土地	1,191,112千円
計	2,026,683千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	112,200千円
長期借入金	163,200千円
計	275,400千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	4,889,184千円
---------	-------------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	588,105千円
② 長期金銭債権	1,102,450千円
③ 短期金銭債務	172,681千円
④ 長期金銭債務	2,370,000千円

(4) 取締役等に対する長期金銭債務

役員に対する長期未払金（19,234 千円）は、2009 年 6 月 30 日開催の定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,372,648千円
販売費及び一般管理費	905千円
営業取引以外の取引高	54,759千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	357,945株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	178,066 千円
関係会社株式	390,856 千円
減損損失	115,379 千円
組織再編	112,433 千円
未払役員退職金	5,974 千円
貸倒引当金	194,585 千円
資産除去債務	22,066 千円
減価償却超過額	16,410 千円
未払事業税	1,059 千円
賞与引当金	5,578 千円
未払費用	2,493 千円
その他	4,430 千円

繰延税金資産小計 1,049,334 千円

評価性引当額 △894,272 千円

繰延税金資産合計 155,061 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	5,195 千円
合併等による時価評価差額	34,587 千円
その他有価証券評価差額金	2,635 千円

繰延税金負債合計 42,418 千円

繰延税金資産（負債）の純額 112,643 千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.17%から 31.06%に変更し計算しております。

なお、税率変更による繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）及び法人税等調整額における影響は、いずれも軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社たまのや	所有直接 100.0%	役員の兼任 4名	業務受託料の受取(注1)	303,294	売掛金	55,358
				賃貸料の受取(注2)	277,320		
				配当金の受取(注3)	370,000		
				グループ通算税制に伴う通算 税効果額の受取予定額 (注6)	145,429	未収入金	145,429
子会社	カンノ・トレーディング株式会社	所有直接 100.0%	役員の兼任 3名	業務受託料の受取(注1)	87,600	売掛金	12,431
				賃貸料の受取(注2)	48,180		
				配当金の受取(注3)	36,000		
				資金の立替(注4)	258,344	立替金	1,950
				資金の貸付(注5)	624,000	短期貸付金	62,400
				資金の回収	455,520	長期貸付金	530,400
				利息の受取(注5)	4,563		
				グループ通算税制に伴う通算 税効果額の受取予定額 (注6)	8,789	未収入金	8,789
子会社	株式会社With Wedding	所有直接 100.0%	役員の兼任 4名	資金の貸付(注5)	—	長期貸付金	480,000
				資金の回収(注7)	—		
				利息の受取(注5)	3,839		
				グループ通算税制に伴う通算 税効果額の支払額 (注6)	10,129	未払金	10,129
子会社	株式会社フルール	所有直接 100.0%	役員の兼任 3名	グループ通算税制に伴う通算 税効果額の受取予定額 (注6)	33,628	未収入金	33,628

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株式会社ハートライン	所有直接 100.0%	役員の兼任 5名	資金の借入(注5)	2,600,000	短期借入金	120,000
				資金の返済	2,186,000	長期借入金	2,370,000
				利息の支払(注5)	20,170		
				グループ通算税制に伴う通算 税効果額の支払予定額 (注6)	38,844	未払金	38,844
子会社	株式会社北関東互助センター	所有直接 100.0%	役員の兼任 4名	グループ通算税制に伴う通算 税効果額の受取予定額 (注6)	12,560	未収入金	12,560
子会社	株式会社喜月堂セレクト	所有直接 100.0%	役員の兼任 4名	資金の貸付(注5)	—	短期貸付金	28,800
				資金の回収	232,960	長期貸付金	128,000
				利息の受取(注5)	1,856		
				グループ通算税制に伴う通算 税効果額の支払予定額 (注6)	2,906	未払金	2,906
子会社	カンノ・トレーディング・ ベトナム 有限会社	所有直接 100.0%	—	資金の貸付(注5)	167,156	短期貸付金	164,483
				資金の回収(注8)	173,987		
				利息の受取(注5)	3,039		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場価格、総原価を勘案して、取引条件を決定しております。
2 近隣の地代を参考にした価格によっております。
3 各社の株主総会決議金額によっております。
4 同社の資金を立替支払したものであります。
5 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6 当社のグループ通算制度計算に基づき配分しております。
7 子会社への貸付金に対し、231,000千円の貸倒引当金を設定しております。
8 子会社への貸付金に対し、140,956千円の貸倒引当金を設定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,158円54銭
(2) 1株当たり当期純利益 140円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第 59 期

2024 年 3 月 31 日 から
2025 年 3 月 31 日 まで

計算書類に係る附属明細書

こころネット株式会社

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形固定資産	有形固定資産							
	建物	6,716,245	180,573	1,018,001	5,878,817	4,106,753	116,590	1,772,063
	構築物	897,330	20,961	35,810	882,481	730,371	17,786	152,109
	機械及び装置	90,400	—	—	90,400	22,914	9,028	67,485
	車両運搬具	6,288	—	—	6,288	4,973	656	1,315
	工具、器具及び備品	20,421	205	244	20,383	18,817	1,222	1,565
	土地	2,913,543	42,203	142,679	2,813,067	—	—	2,813,067
	リース資産	5,054	40,792	—	45,846	5,354	5,047	40,492
	建設仮勘定	56,518	207,145	239,479	24,184	—	—	24,184
	計	10,705,801	491,882	1,436,214	9,761,468	4,889,184	150,331	4,872,283
無形固定資産	無形固定資産							
	のれん	29,033	—	—	29,033	26,864	1,603	2,169
	借地権	4,878	—	—	4,878	1,815	162	3,062
	商標権	3,539	—	—	3,539	3,539	50	—
	ソフトウェア	190,124	665	—	190,789	185,974	14,322	4,814
	ソフトウェア仮勘定	—	6,220	—	6,220	—	—	6,220
	その他	4,870	—	—	4,870	2,409	93	2,461
	計	232,445	6,885	—	239,330	220,603	16,231	18,727

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

リース資産	本社 パソコンリース契約	40,792千円
建物	とわノイエ 矢野目 開設	17,563千円
構築物	とわノイエ 矢野目 開設	3,495千円
建物	とわノイエ 鎌田 開設	29,761千円
構築物	とわノイエ 鎌田 開設	895千円
建物	とわノイエ 門田 開設	60,825千円
構築物	とわノイエ 門田 開設	8,007千円
建物	こころ斎苑 大槻 開設	4,825千円
構築物	こころ斎苑 大槻 開設	3,556千円
建物	こころ斎苑 福島中央 修繕工事	20,580千円
建物	こころ斎苑 飯坂 修繕工事	5,304千円
建物	こころ斎苑 まつかわ 修繕工事	9,219千円
建物	こころ斎苑 伊達 修繕工事	5,061千円
建物	こころ斎苑 門田 修繕工事	9,290千円
土地	福島県福島市 土地の取得	42,203千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

建物	カンノ・トレーディング 会津支店 設備の除却	53,475千円
構築物	カンノ・トレーディング 会津支店 設備の除却	6,908千円
建物	Coeur a Coeur Liente 閉館	863,226千円
構築物	Coeur a Coeur Liente 閉館	5,369千円
土地	Coeur a Coeur Liente 閉館	142,679千円
建物	アニエス会津 閉館	75,493千円
構築物	アニエス会津 閉館	21,842千円
建物	こころ斎苑 飯坂 設備の除却	7,733千円
建物	こころ斎苑 まつかわ 設備の除却	15,298千円

3 「期首残高」及び「期末残高」は取得価額で記載しております。

4 当期減少額のうち減損損失によるものは()で内書きしております。

5 建設仮勘定の当期増減額は主に、葬祭会館新築工事によるものです。

6 ソフトウェア仮勘定の当期増減額は主に、会計ソフト導入費用によるものです。

(2) 引当金の明細

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	627,984	82,446	83,948	626,482
賞与引当金	18,644	18,496	18,644	18,496

(3) 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
広告宣伝費	11,622	
交際費	1,214	
関係会社交際費(慶弔関連)	56	
役員報酬	88,890	
給料手当	137,846	
賞与	18,256	
賞与引当金繰入額	18,496	
株式報酬費用	14,208	
退職給付費用	6,789	
法定福利費	34,287	
福利厚生費	724	
関係会社福利厚生費(慶弔関連)	60	
のれん償却	1,603	
減価償却費	25,196	
教育研修費	1,095	
採用費	5,334	
関係会社採用費	17	
業務委託費	53,364	
支払手数料	74,619	
賃借料	433	
地代家賃	5,632	
運賃	119	
修繕維持費	19,342	
保険料	3,234	
寄付金	388	
水道光熱費	4,497	
消耗品費	4,725	
特別消耗品費	735	
租税公課	19,673	
車両費	491	
会議費	332	
関係会社会議費	771	
諸会費	1,642	
新聞図書費	395	
旅費交通費	4,973	
通信費	4,967	
産業廃棄物等処理料	575	
雑費	57	
合計	566,675	

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 20 日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 淳

公認会計士

渡辺 慎志

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、こころネット株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する

る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 20 日

こころネット株式会社
監査等委員会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 淳

公認会計士

渡辺 慎志

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、こころネット株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に關

る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 20 日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 淳

公認会計士

渡辺 慎志

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、こころネット株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 59 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切である

かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容な可能水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 20 日

こころネット株式会社
監査等委員会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 淳

公認会計士

渡辺 慎志

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、こころネット株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 59 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切である

かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容な可能水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2025 年 5 月 30 日

こころネット株式会社

代表取締役社長 菅野 孝太郎 殿

監査等委員会

監査報告書の提出について

当監査等委員会は、会社法第 399 条の 2 第 3 項第 1 号に基づき監査報告書を作成いたしましたので、別紙のとおり提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 30 日

こころネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 重光 印



監査等委員 菅野 晴隆 印



監査等委員 鈴木 一徳 印



(注) 監査等委員菅野晴隆及び鈴木一徳は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。